

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【公開番号】特開2014-149905(P2014-149905A)

【公開日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-044

【出願番号】特願2014-6524(P2014-6524)

【国際特許分類】

G 11 B 5/31 (2006.01)

【F I】

G 11 B	5/31	Q
G 11 B	5/31	D
G 11 B	5/31	E

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月22日(2015.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

装置であって、第1および第2のサイドシールドならびに第1および第2の縦シールドを含むボックスシールド内に書込磁極を備え、前記書込磁極は同じでない材料からなる少なくとも2つのギャップ層を備える多層ギャップ構造によって前記ボックスシールドから分離される、装置。

【請求項2】

前記多層ギャップ構造は、各シールドを前記書込磁極と物理的に接続させる、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記ギャップ層は、機械加工ストップ層および非磁性層を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

磁性素子であって、第1および第2のサイドシールドならびに第1および第2の縦シールドを含むボックスシールド内に書込磁極を備え、前記書込磁極は、機械加工ストップ層によって分離される第1および第2の非磁性ギャップ層を含む多層ギャップ構造によって前記ボックスシールドから分離され、前記非磁性ギャップ層および機械加工ストップ層の少なくとも2層は同じでない材料から形成される、磁性素子。

【請求項5】

データライタであって、第1および第2のサイドシールドならびに第1および第2の縦シールドを含むボックスシールド内に書込磁極を備え、前記書込磁極は同じでない材料からなる少なくとも2つのギャップ層を備える多層ギャップ構造によって前記ボックスシールドから分離され、前記多層ギャップ構造の少なくとも1つの第1のギャップ層は、サイドシールドおよび後縁シールド間のレター・ボックス領域に延在する、データライタ。